



町からみなさんへの大切なお知らせです。



## 野焼き・小型焼却炉での焼却の禁止

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

ごみの野焼きは法律で禁止されています（一部の例外を除く）。また、小型焼却炉での焼却も法律で禁止されています。違法な野焼きをした場合、罰金や懲役が科せられる場合があります。野焼きや排ガス処理装置のない小型焼却炉での焼却は、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。

### ■野焼き禁止の例外（主なもの）

- ・農林業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却※廃ビニール等の焼却は含まれません。
- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例外とされているこれらのことも、焼却によって大量の煙や臭いが発生すれば、近隣の生活環境に支障をきたし、「煙が入ってくるため、窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがついて困る」などの苦情の原因となります。

農林業等の必要により焼却をする場合は、

- ・事前に町と消防署へ連絡する。
  - ・風向きや、時間帯を考慮する。
  - ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる。
- などの配慮が必要になります。快適な生活環境の維持に努めましょう。

## 自衛官各種採用試験のご案内

問 自衛隊福島地方協力本部（Tel 545-7995）

■資格 18 歳以上 33 歳未満

### ■受付期間および試験日

①一般曹候補生

受付期間 10 月 1 日(火)～11 月 28 日(木)

試験日 12 月 7 日～12 月 12 日のうちの 1 日

②自衛官候補生

受付期間 年間を通じて実施します。

試験日 受付時にお知らせします。

## 第 49 回川俣町駅伝競走大会

問 川俣町体育館（Tel 565-3931）

■日時 11 月 24 日(日) 午前 10 時スタート

■コース 川俣中学校スタート・フィニッシュ

■部門 ①小学男子 ②小学女子 ③小学混合

④中学男子 ⑤中学女子 ⑥一般 ⑦オープン

### ■参加費（1 チーム当たり）

小学生の部 1,000 円、中学生の部 1,500 円、一般の部 2,500 円  
オープン一般 5,500 円、中学生 3,500 円、小学生 2,500 円

■申込方法 10 月 25 日(金)までに参加費を添えて町体育館に申し込みください。

## 10 月 1 日は浄化槽の日です

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

■浄化槽について 浄化槽は、トイレや台所等から排出される汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにし、美しく豊かな自然を守っています。浄化槽の機能を適正に保つためには、保守点検・清掃・法定検査が大切です。なお、適正に行われていない場合は、罰則規定があります。

■保守点検 県の許可業者が、浄化槽の装置が正しく働いているか点検し、調整や修理、消毒剤の補充などを行います。（年 3～4 回以上）

■清掃 浄化槽内にたまった固形物や汚泥を引き抜き、付属装置や機械類を洗浄します。

■法定検査 保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための検査です。浄化槽法では、年 1 回、県知事指定の検査機関である（公社）福島県浄化槽協会の検査を受けることが義務付けられています。

（公社）福島県浄化槽協会 浄化槽検査委員会 福島支所（Tel 024-531-1766）

### ■合併処理浄化槽への転換（切り替え）について

単独処理浄化槽では処理されない、台所や洗濯、風呂等による生活排水はトイレの排水を含めた生活排水全体の約 7 割以上を占めます。

このため、国では、水環境を守ることを目的として、合併処理浄化槽への転換の努力義務を法律で定めています。

合併処理浄化槽を設置する方には補助金を交付していますので、申請手続き等の詳細については、町ホームページ及び広報かわまた 5 月号をご覧ください。標記担当までお問い合わせください。

## サイクル&ウォーキングロゲイニング大会

問 政策推進課 政策調整係（内線 2404）

町の魅力発信・風評払拭を目的としたイベントを開催します。

■日時 11 月 10 日(日)

午前 10 時～午後 3 時 10 分

■場所 川俣町全域（出発 川俣中央公民館）

■参加費 無料

■参加部門

【サイクリング】

①健脚部門 ②ファミリー部門

【ウォーキング】

①グループ男子 ②グループ女子

③グループ混合 ④グループファミリー

■その他 詳細や申し込みについては、上記 QR コードからご確認ください。





## 暮らし

### 町営住宅入居者募集

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

- 募集期間 10月1日(火)～10月15日(火)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分  
(閉庁日を除く)
- 対象住宅と戸数
  - ①飯坂団地（飯坂字北古堂道内）3戸
  - ②小綱木団地（小綱木字反田）1戸
  - ③壁沢団地1号棟（字壁沢）14戸（1・3～5階）
  - ④壁沢住宅2号棟（字壁沢）3戸（1・2階）
  - ⑤ふもとがわ団地1号棟（大字鶴沢字笛田）10戸（2～5階）
  - ⑥ふもとがわ団地2号棟（大字鶴沢字笛田）9戸（2～5階）
  - ⑦賤ノ田団地（字賤ノ田）11戸（1～5階）
  - ⑧新中町団地（字新中町、字川原田）3戸（2戸1棟建てタイプ）
- ※壁沢住宅2号棟については、Uターン者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。
- ※新中町団地については、特定帰還者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。
- 間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。
- 入居条件
  - ①現に住宅に困窮している方。
  - ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
  - ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
  - ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。（60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください）。
  - ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること（収入のある方全員）です。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は214,000円以下となります。
  - ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
  - ⑦入居者が暴力団員でないこと。
- 家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります（別途、共益費等がかかります）。
- 駐車場 原則1戸に1台（家賃とは別に使用料あり。一部の住宅は駐車場無し）
- ※新中町団地については、入居者名義2台まで
- 受付場所・問い合わせ 標記担当までお問い合わせください。



### 鳥獣追い払い用花火を配布しています

問 農林振興課 農業振興係（内線 1502）

ニホンザルなどの有害鳥獣による農作物等への被害を防止するため、役場農林振興課窓口及び各地区の公民館、とんやの郷において、追い払い用花火（1箱100本入り）を無料で配布しております。お受け取りの際は、①お名前②住所③電話番号をお伝え願います。数に限りがございますので、1回の申請につき、原則おひとり様1箱までとさせていただきます。ご了承ください。

花火を使用する際は、周囲に人がいないことを確認し、山火事等に注意の上、使用してください。

### 農業制度資金の特例措置等のご案内

問 福島県農業経済課（Tel 521-7349）

福島県では、農業経営に係る設備資金や運転資金等を低利で融資する農業制度資金をご用意しております。

東日本大震災による被害を受け、農業経営を再開予定の方、又は農業経営再開後2年を経過していない方等については、融資が無利子となる特例措置があるほか、その他の場合も対象資金における優遇措置があります。

詳しくは右記のQRコードからご確認ください。



### 秋の農作業安全運動実施中！

問 県北農林事務所農業振興普及部（Tel 521-2608）

9月1日～10月31日は秋の農作業安全運動重点推進期間です。

秋は収穫作業等で農業用機械を使用する機会が増えるため、農作業事故が発生しやすい時期です。

作業前の機械の点検・整備やほ場状態の確認など事故防止対策をしっかりと行い、安全な農作業を心がけましょう。

### 10月は“不正軽油撲滅”強化月間！

問 福島県庁総務部税務課（Tel 024-521-7205）

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでおります。「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない」。不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆様のご協力と情報提供が欠かせません。

不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部（Tel 521-2699 FAX521-2854）までご連絡ください。